

福井県警察条件付採用期間中の警察職員の免職及び降任取扱規程

平成26年3月12日
福井県警察本部訓令第5号

改正

平成28年3月29日本部訓令第41号 令和4年3月18日本部訓令第12号 令和6年3月15日本部訓令第16号

福井県警察条件付採用期間中の警察職員の免職及び降任取扱規程を次のように定める。

福井県警察条件付採用期間中の警察職員の免職及び降任取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する福井県警察職員のうち条件付採用期間中の警察職員（以下「条件付採用職員」という。）に対する分限処分としての免職及び降任の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(免職等の事由)

第2条 本部長は、条件付採用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を免職し、又は降任（以下「免職等」という。）することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- (5) その他正式採用するにはふさわしくないと認められる場合

(所属長の申立て)

第3条 所属長は、所属の条件付採用職員が前条各号（第4号を除く。）に掲げる事由（以下「免職等事由」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

2 所属長は、前項の調査をした結果、条件付採用職員を免職等処分に付す必要があると認めるときは、免職等処分申立書（別記様式第1号）及び身上調査書（別記様式第2号）並びに次の各号に掲げる証拠を添えて、本部の警務課長（以下「警務課長」という。）を経由し、本部長に免職等処分に付すべき旨を申し立てなければならない。

- (1) 免職等処分に該当すると認める条件付採用職員の聴取書又はてん末書。ただし、当該条件付採用職員が作成を拒んだ場合又は所在不明その他やむを得ない事由により作成が困難な場合は、事実調査書
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 前条第2号の規定に該当すると認められる場合は、本部長が指名する医師2名の診断書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、免職等処分に付す必要があると認めるに足りる証拠

(警務課長の申立て)

第4条 警務課長は、免職等事由のいずれかに該当する条件付採用職員があると認めるときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

2 警務課長は、前項の調査をした結果、免職等処分に付す必要があると認めるときは、前条の規定の例により、本部長に免職等処分に付すべき旨を申し立てなければならない。

(福井県警察条件付採用職員免職等処分審査委員会の設置)

第5条 免職等処分手続に付された条件付採用職員につき、免職等処分の要否、免職等処分の種別及び程度その他免職等処分に関し必要な事項を審査するため、福井県警察本部に福井県警察条件付採用職員免職等処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は本部長を、委員は警務部長、首席監察官、警務課長、警察学校長、その他委員長の指定する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、審査を主宰する。

4 委員長に故障があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(審査の要求)

第7条 本部長は、第3条又は第4条の規定による申立て（以下「申立て」という。）を受けた場合において、免職等処分に付す必要があると認めるときは、速やかに委員会に対し、免職等処分審査要求書（別記様式第3号）に証拠を添えて、免職等処分に付すべき旨を申し立てられた条件付採用職員（以下「被申立者」という。）に係る免職等処分の審査を要求するものとする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、被申立者の勤務に関し必要な指示をし、又は被申立人の保管する使用期限の満了しない支給品及び貸与品の返納を命ずるものとする。

(委員会の審査)

第8条 委員会は、前条の規定による要求があったときは、速やかに審査を行わなければならない。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員長は、第1項の審査を行うときは被申立者に免職等処分審査通知書（別記様式第4号）により、所属長を経由し、審査を行うことを通知しなければならない。

4 委員会は、被申立者の所在を知ることができない場合においては、前項の規定による通知を、被申立者の氏名及び免職等処分審査通知書をいつでも被申立者に交付する旨を福井県警察本部の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が被申立者に到達したものとみなす。

5 委員会の審査は、書面によるものとする。ただし、被申立者が口頭で意見を述べる機会を要求したとき、又は委員会が被申立者その他関係人にその知っている事実を委員

会で陳述させる必要があると認めるときは、口頭による審査（以下「口頭審査」という。）を行うことができる。

6 委員会は、被申立者が前項の規定により口頭審査を要求したときは、第1項の規定にかかわらず、その要求のあった日から7日間は委員会の審査を行わないものとする。

7 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

8 委員長は、第5項の書面による審査を行う場合において、委員会を開催する必要がないと認めたときは、持回りにより決定することができる。

9 委員会の審査は、公開しない。

（委員会の庶務）

第9条 委員会の庶務は、本部の警務課において処理する。

（除斥）

第10条 委員長及び委員は、自己又はその親族に対する免職等処分の審査に参加することができない。

（口頭審査の手続）

第11条 第8条第3項の通知を受けた被申立者は、口頭審査を要求するかどうかを、回答書（別記様式第5号）により所属長を経由して速やかに回答しなければならない。

2 被申立者が、第8条第3項の通知書の受取を拒み、又は前項の規定による回答書を提出しないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

3 委員長は、口頭審査を行うに当たっては、速やかにその期日及び場所を決定し、口頭審査通知書（別記様式第6号）により通知しなければならない。

4 口頭審査は、被申立者を出席させて行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由がなく出席しないときは、この限りでない。

（証拠及び証人）

第12条 委員長は、必要と認める証人を出頭させ、又は証拠の提出を要求することができる。

2 被申立者は、証拠提出書（別記様式第7号）により証拠を提出することができる。この場合において、委員長が証拠を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 被申立者は、委員会の口頭審査の期日3日前までに、委員長に対し、証人要求書（別記様式第8号）により、証人の呼出しを要求することができる。

（委員会の勧告）

第13条 委員会は、審査の結果を勧告書（別記様式第9号）により、本部長に勧告するものとする。

（免職等処分の手続）

第14条 免職等処分は、被申立者に対して所属長を経由して免職等処分書（別記様式第10号）を交付して行う。

2 免職等処分書の交付は、当該処分書を被申立者に手交して行うものとし、被申立者から受領書（別記様式第11号）を徴するものとする。ただし、被申立者が当該処分書の受取を拒んだ場合においては、当該処分書の交付は、被申立者の住所、居所その他

被申立者が当該処分書の内容を了知することができると認められる場所に当該処分書を差し置いて行うものとし、被申立者が当該処分書の受取を拒んだ状況、当該処分書を差し置いた日時及び場所、当該場所を適当と認めた理由その他必要な事項を記録しておくものとする。

- 3 被申立者の所在を知ることができない場合においては、免職等処分書の交付は、当該免職等処分の内容を福井県報に登載して公示することをもってこれに替えることができるものとし、公示の日から2週間を経過したときに当該処分書の交付があったものとみなす。この場合において、被申立者の所在を知ることができなかった状況、公示した日その他必要な事項を記録しておくものとする。
- 4 第2項ただし書及び前項の場合において、被申立者の同居の家族で一般的な思慮分別のある者がいるときは、その者に当該処分書の写しを交付するものとする。
- 5 本部長は、条件付採用職員を免職等処分として免職しようとするときは、当該職員に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく解雇予告通知書（別記様式第12号）を交付するものとする。ただし、職員の責に帰すべき事由に基づいて免職にする場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日福井県警察本部訓令第41号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日福井県警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

様式省略